

スターワン 1 週間円預金規定

第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン1週間円預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

第2条（預金への預け入れ）

本預金には、スターワン口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替えにより、資金を受け入れます。

第3条（最低預入金額）

取引開始時の最低預入金額は、当行が別に定める金額以上1円単位とします。

第4条（預金の期間等）

1. 本預金の期間は、7日です。
2. 本預金は、原則自動継続される円預金として取り扱います。

第5条（自動継続の特約）

1. 本預金は本条に従い、満期日に、自動的に継続します。また、継続された預金についても同様とします。なお、本預金の取り扱いが何らかの理由により中止となった場合、預金者への影響を十分勘案のうえ、当行が選定する異なる預金商品をもってこれに代えるものとします。
2. 本預金の継続後の利率は、継続日（満期日）における当行所定の利率とします。
3. 自動継続を停止するときは、店頭・テレホンバンクでは満期日の前営業日、インターネットでは前日までに当行所定の方法によりその旨を当行に申し出てください。この申し出があったときは、本預金の元本は、満期日に利息とともにスターワン円普通預金に入金します。

第6条（利息）

1. 本預金の利息は、満期日にスターワン円普通預金に入金します。
2. 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行います。

第7条（期限前解約）

1. 本預金の全部の満期日前における解約は当行が承諾した場合にのみできるものとします。なお、一部解約は認めません。
2. 当行がやむをえないものと認め、本預金の全部を満期日前に解約する場合には、その期限前解約利息は、預入日から解約日の前日までの日数と、当行所定の期限前解約利率により計算し、解約元本とともに支払います。

第8条（他の規定の適用）

本預金はスターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

第9条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以 上